

2. 要介護認定について

(1) 要介護認定一次判定ソフトの見直しについて

- 要介護認定については、「介護技術の進歩に適した判定を行う」「審査会で行われている要支援2と要介護1の判定については一次判定（コンピュータ判定）で行う」ことができるようするため、平成21年度より新しい一次判定ソフト（認定ソフト2009）による要介護認定の実施を検討しているところである。
- 平成18年度に実施された高齢者介護実態調査の結果及び平成19年度の要介護認定モデル事業（第1次）で収集されるデータに基づき新しい一次判定ソフト（案）を作成し、平成20年度にすべての市町村等において要介護認定モデル事業（第2次）を行い、その信頼性及び実効性を検証し、平成21年度より導入することとしているものである。
- 都道府県におかれでは、平成20年度にすべての市町村等で実施される要介護認定モデル事業（第2次）及び平成21年度から開始される新しい一次判定ソフトを用いた認定業務の円滑な実施に向けて管内市町村等に対するご支援をお願いしたい。
- 要介護認定モデル事業（第2次）の実施については、要介護認定モデル事業（第1次）のデータ収集、分析を踏まえ、夏を目途に実施する予定としている。詳細が決まり次第逐次ご連絡することとしているのでご了知願いたい。

(2) 要介護認定適正化事業について

- 要介護認定適正化事業については、各市町村等からの派遣要請に基づき、要介護認定に精通した者（認定適正化専門員）を介護認定審査会に派遣し、技術的助言等を行うことにより、適正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化・平準化につながるよう実施してきたところである。

- 平成19年度においては、各都道府県より推薦いただいた市町村等のうち約80市町村等に出向いたところであり、平成20年度においても引き続き実施することとしていることから、管内市町村等に対し、当該事業の実施に向けご配慮願いたい。
- 当該事業は都道府県が市町村等の審査会を傍聴できる数少ない機会であることから、都道府県におかれては平成20年度に管内市町村等に認定適正化専門員の派遣があった場合には、職員を当該事業に同席させ、研鑽の機会として活用していただきたい。
- 本事業の実施状況については、3月5日（水）に報告兼研修会を実施することとしているので、各都道府県、適正化実施市町村等におかれては、同会に参加していただき要介護認定の適正化を図っていただきたい。
また、参加できなかった管内市町村等に対しても、資料等の提供、研修内容等の周知を図り要介護認定の適正化に努められたい。
- 平成20年度における実施予定等については、別途お示ししていくこととしているので、了知願いたい。

（3）研修事業について

- 認定調査員等研修事業については、都道府県及び政令指定都市において実施していただいているところである。
平成20年度予算（案）においては、適切な研修の実施が図られるよう研修内容、対象者について見直しを行った。
介護認定審査会の適正な運営を図るため、介護認定審査会事務局職員を対象に「介護認定審査会運営適正化研修事業」を新たに実施することとし、介護認定平準化研修については、研修の効率化を図る観点から、介護認定審査会委員研修との統合を行うこととした。
- これらの研修事業の実施に向けては、都道府県職員が研修を円滑に実施できるように研修実施要綱についての通知の改正を行う予定である。

(4) その他

①要介護認定の適正化に係る市町村等支援について

平成20年度予算（案）においては、要介護認定に関するデータについて、他市町村等とのデータの比較を容易に行うことができ、市町村等が要介護認定適正化等に係る自己評価が行えるよう、認定支援ネットワークシステムを通じて比較データを閲覧できるようにする予定である。

データ閲覧の開始は夏以降を予定しているところであり、本データ等を活用し、要介護認定の適正化が図られるよう積極的な取り組みをお願いしたい。

②認定調査に係る経過措置について

平成20年3月31日までの間は、指定市町村事務受託法人が市町村等の区域内に存在しないこと、その他の理由により、介護保険法第27条第2項（第32条第2項において準用する場合を含む。）の円滑な実施が困難であると認めるときは、初回の認定調査について、一定の要件を満たす指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設等の施設又は介護支援専門員に委託することができるよう経過措置を設けているところである。（平成18年改正政令附則第2条）

平成20年4月以降においては、当該経過措置が終了することから、各市町村等においては当該調査が円滑かつ適切に実施されるよう御配慮願いたい。

なお、各都道府県におかれでは、管内市町村等の認定調査の実施状況を勘案し、必要な場合においては、市町村事務受託法人の指定等配慮願いたい。